

改正

平成30年 7月 1日達第14号

増毛町移住体験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市部から増毛町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者及び町等が実施する交流事業参加者に対し、町での生活を手軽に体験できる場を提供するため、家具や電化製品などを配置した住宅を整備し、町の定住・移住・交流人口の増加及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。

(2) 移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町での生活を体験できるための住宅で、通称「ちょっと暮らし住宅」という。

(移住体験住宅)

第3条 移住体験住宅（以下「住宅」という。）の名称・住所等は、別表第1のとおりとする。

(利用申請)

第4条 住宅の利用を希望する移住希望者（以下「利用者」という。）は、増毛町移住体験住宅利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し増毛町移住体験住宅利用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）又は増毛町移住体験住宅利用不許可通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた利用者は、増毛町移住体験住宅定期賃貸契約書（別記様式第4号。以下「契約書」という。）により町長と契約のうえ、住宅を利用するものとする。

(利用期間)

第7条 住宅の利用期間は、連続した3日間以上から30日間以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は期間を短縮又は延長して利用できるものとする。

(利用料)

第8条 住宅の利用料は、別表第2のとおりとする。冬季は11月から4月までとし、冬季期間においては、燃料代として1日300円を加算する。

2 利用者は、前項に規定する利用料を、町長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

3 第1項の利用料は、住宅の利用料金、光熱水費及びNHK放送受信料（いずれも消費税を含む。）を合計した額とし、これ以外の経費はすべて利用者の負担とする。

4 既納の利用料は、これを還付しない。ただし町長が特に認めた場合は、その全部又は一部

を還付することができる。

(利用許可の取り消し)

第9条 町長は、利用者にこの要綱に定める事項に違反する行為があったと認めるときは第6条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消しをした場合は、第8条第4項ただし書きによる利用料の還付ができるものとする。

(明渡し)

第10条 利用者は、利用期間が終了する日まで若しくは前条の規定に基づき利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において利用者は、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段による退去をするときには、退去日当日の午後3時まで、町職員立ち会いのもと住宅の明け渡しをしなければならない。

3 町長は、第1項の後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の許可なく町職員を住宅内に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することができないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により住宅を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 利用者は、前項前段の規定による住宅を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅敷地内で発生した事故に対して、町はその責務を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月1日達第14号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	住所	面積	建設年
増毛町移住体験住宅 (別荘1号)	増毛町別荘346番地の 1	74.52㎡	平成3年
増毛町移住体験住宅 (舎熊1号)	増毛町舎熊45番地の 4	52.91㎡	昭和45年(平成30年 改築)
増毛町移住体験住宅 (舎熊2号)	増毛町舎熊45番地の 4	52.91㎡	昭和45年(平成30年 改築)

別表第2（第8条関係）

利用期間	利用料
7日間以内の 利用のとき	1日あたり 2,000円
14日間以内の 利用のとき	1日あたり 1,500円
30日間以内の 利用のとき	1日あたり 1,000円

別記様式第1号（第4条関係）

## 増毛町移住体験住宅利用申請書

年 月 日

増毛町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

増毛町移住体験住宅を利用したいので、増毛町移住体験実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

区 分	<input type="checkbox"/> 新 規 ・ <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回目）		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用を希望する住宅	<input type="checkbox"/> 別荘1号 <input type="checkbox"/> 舎熊1号 <input type="checkbox"/> 舎熊2号		
利 用 者 氏 名	年 齢	職 業	申請者との続柄
連 絡 先	(携帯) 電話番号 Eメールアドレス		
移住体験等の経験			
移住経験			
申込の動機			

※申請者の身分証明書（住民票、運転免許証、被保険者証等）の写し添付してください。

別記様式第2号（第5条関係）

## 増毛町移住体験住宅利用許可書

年 月 日

様

増毛町長

印

増毛町移住体験実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり増毛町移住体験住宅の利用を許可します。

住宅の利用に当たっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

### 記

- 1 利用を許可する住宅 増毛町移住体験住宅（ 号）
- 2 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで
- 3 契約締結 増毛町移住体験住宅定期賃貸契約を速やかに締結し利用料を納入願います。

別記様式第3号（第5条関係）

## 増毛町移住体験住宅利用不許可通知書

年 月 日

様

増毛町長

印

先に申請のありました増毛町移住体験住宅利用申請については、次の理由により不許可となりましたので通知します。

### 記

不許可理由

増毛町移住体験住宅定期賃貸契約書

（契約の締結）

第1条 貸主増毛町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる普通財産（移住体験住宅）（以下「住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称 増毛町移住体験住宅（ 号）

住所

（契約期間）

第3条 契約期間は、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日 から

終期 年 月 日 まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（料金）

第4条 住宅の借用に係る料金は、金 円とする。

2 乙は前項に規定する料金を、甲の発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

3 第1項の利用料は、住宅の利用料金、光熱水費及びNHK放送受信料（いずれも消費税を含む。）を合計した額とし、これ以外の経費はすべて乙の負担とする。

（かし担保）

第5条 乙は、本契約を締結した後、貸付住宅（敷地を含む。）について、隠れたかしを発見しても、納入した利用料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

（維持管理）

第6条 乙は、借り受けた住宅を良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、故意又は過失により住宅を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

3 乙の利用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

（乙の遵守事項）

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したと

- きは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに十分注意するとともに水道凍結防止に配慮し、備え付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。
  - (3) 適宜住宅周辺の除草や除雪を行い、環境美化に努めること。
  - (4) 排出されるゴミ類は、本町の定めに基づき適切に排出すること。
  - (5) 住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を甲に返却すること。
  - (6) その他、住宅の利用に関し、甲が必要と認める事項。

(制限される行為)

第8条 乙は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約書に定める事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第10条 乙は、本契約が終了又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の 使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項前段による明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。
- 3 明渡し日当日の午後3時までには、町職員立ち会いのもと住宅の明渡しを行わなければならない。
- 4 甲は、第1項の後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について乙と協議するものとする。

(立入り)

第11条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、乙の許可なく町職員を住宅内に立ち入らせることができるものとする。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することができないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により住宅を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし止むを得ない事由により、甲が特に認めた場

合は、この限りではない。

2 前項前段の規定による住宅を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故免責)

第 13 条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅敷地内で発生した事故に対して、甲はその責務を負わないものとする。

(契約の費用)

第 14 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この契約について訴訟の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の裁判所とする。

この契約を証するため本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地  
氏 名 増毛町長 印

乙 住 所  
氏 名 印